

# 製造の技術基準一覧(その2)

(見直しのポイント)

定置式製造設備に係る製造方法の基準関係(規則第5条第1項関係)

号	製造の技術基準項目	対象物	技術基準の目的					現行の性能規定化状況	見直しの方向性			
			火薬類の発火・爆発発生時の被害抑制策	火薬類の発火・爆発防止策		その他			性能規定化	明確化		整理統合
				直接的な発火・爆発防止策(熱、摩擦、衝撃、静電気、ガス、粉塵、電磁波、異物混入等)	間接的な発火・爆発防止策(建屋の火災防止等)	存在情報の提供	盗難防止			その他(国際条約、安全管理、運搬中の安全確保、消費時の安全確保等)	技術基準の趣旨の明確化	
1	煙火等の最大生産数量、組成等、原料火薬・爆薬の配合比と最大生産量を定め製造。	煙火、原料火薬						○				
1.2	煙火等以外の火薬・爆薬の配合比、火工品の構造、最大生産数量等を定め製造。	上記以外の火薬類						○				
1.3	可塑性爆薬の告示で定める検出量の配合義務	可塑性爆薬				○		—				
2	危険区域内への作業に必要な者等以外の立入禁止	危険区域	○					○				
3	危険工室内の人数制限	危険区域	○					×	○	—	—	—
4	危険区域内での酒気帯び作業禁止	危険区域		○				—				
5	危険区域内での作業は静粛かつ丁寧にすること	危険区域		○				—				
6	火薬類への異物混入防止のための工室内の清掃、強風時の砂塵進入防止のための散水等	危険工室、一時置場		○				○	—	—	○	—
7	危険工室等への携帯電灯以外の灯火の携行禁止	危険工室、一時置場		○				×	—	○	—	—
8	危険工室等及びその付近への爆発・発火・燃焼しやすい物質の堆積禁止	危険工室、一時置場		○	○			○	—	○	—	—
9	危険工室等の告示で定める停滞量等の遵守	危険工室、一時置場	○					×				
10	温度範囲を設定し、その範囲で作業	温度調節装置		○				○				
10.2	日乾後放冷が必要な火薬類は、常温まで放冷した後に移動。	日乾場		○				×	○	○	—	—
11	危険工室内の機械・器具・容器は、常に機能を点検し、手入れを行う。	危険工室		○				○	—	○	—	—
12	危険工室内の機械等の修理する際の基準。(火薬類の除去、安全措置)	危険工室		○	○			○				
13	危険工室等の改築・修理時にはあらかじめ危害予防の措置を講じること	危険工室、一時置場			○			○				
14	危険工室内での目的外作業の禁止	危険工室	○		○			○				
15	廃棄火薬類等の当日廃棄。当日廃棄が困難な場合は処分が可能となった時点で速やかに廃棄。	廃棄			○			×	○	○	—	—
16	火薬類、その原料等の運搬時の扱い(衝突、転落、転倒等の防止)	(運搬作業)		○				○				
16.2	蓄電池、ディーゼル運搬車の立入制限	運搬車		○	○			×	○	—	○	—
17	火薬類、油類の付着した布類等の取扱。	廃材		○	○			○				
18	火薬類の爆発・燃焼・発射試験又は火薬類の焼却はそれぞれ一定の場所で行うこと。	廃棄	○					×				
19	火薬類の製造試験は、専用の工室又は既存の工室の作業中止し製造試験専用転用した工室で行うこと	製造試験	○					○				
19.2	火薬類の製造は一定の工室で行うこと。ただし、日乾場における日乾作業等については、この限りではない。	工室	○		○			×				
20	火薬類の包装方法(告示)	(運搬中)		○				—				
21	火薬類への表示方法(数量、使用方法等)	(運搬容器)						—				
24	外装容器への衝撃注意等の必要な注意事項を表示	(外装容器)		○				—				
25	一時置場に無煙火薬を貯蔵する場合の基準	一時置場		○				×				
26	一時置場に無煙火薬を貯蔵できる期間(最大6ヶ月)	一時置場		○				×				
27	製造作業終了後の工室への火薬類の存置禁止(やむを得ない場合は盗難予防の措置を講じること)	(存置)		○	○			○				
28	赤燐を使用する作業は他の工室と隔離した専用の危険工室で行い、専用の器具を使用	赤燐工室	○	○		○		×				
29	マグネシウム粉等を含む火薬類の製造にあたっては水分による発火防止措置を講ずること	金属粉取扱い		○	○			○				
30	塩素酸塩又は亜塩素酸塩等を含む火薬等を取り扱う器具・容器はその旨を明記し、他の火薬・爆薬の取扱への転用禁止。	塩素酸塩取扱い		○	○	○		×				
31	球状の打掃煙火の外殻貼り付け後の外殻の穴空け禁止	打掃煙火		○				×				
31.2	直径10cm以上の球状の打掃煙火の伝火薬取付け	打掃煙火						×			○	
31.3	球状の打掃煙火の割り薬に塩素酸塩を用いた火薬等を用いる場合の量との隔離	打掃煙火		○				×				
32	赤リンを取り扱う配合工室、鶏冠石と塩素酸カリウムを配合する工室は1日一回水洗掃除	赤燐工室		○				×				
33	薬紙、速火線に切断等の摩擦・衝撃を加える作業は少量ずつ行うこと。	煙火		○				—				
34	雷薬又は澗剤の配合作業等の導電性器具の使用等	煙火		○				×				
35	手筒煙火の製造の方法の基準	手筒煙火						×			○	